

(地Ⅲ76F)

平成21年6月23日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
飯 沼 雅 朗

厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の  
一部を改正する件の公布等について

今般、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件の公布等について、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対しましても周知方依頼がありました。

本改正は、今般の新型インフルエンザ等感染症の病原体は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する四種病原体等に分類され、本病原体の所持に当たっては、同法において施設基準及び保管の基準を遵守しなくてはならない旨規定されておりますが、同病原体については、米国疾病管理センター（CDC）等において、当該ウイルスの取扱いは規則に規定されているような厳密な取扱いは求められていないこと、また、当該基準を求め続けることにより、今後のワクチン開発等の研究に支障をきたすことが地方衛生研究所協議会感染症対策部会から提言されたことに鑑み、同法施行規則に基づく「厚生労働省大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等」に今般の新型インフルエンザ等感染症の病原体を追加し、施設基準等の一部の適用除外を認めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
平成21年 6 月 1 8 日

社団法人日本医師会  
感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の  
一部を改正する件の公布等について（周知依頼）

平素より病原体等の適切な管理についてご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記について、本日付官報に掲載されましたのでお知らせいたします。併せて、別添のとおり各地方自治体あてに通知しましたのでお知らせいたします。

健感発 第 0618001 号  
平成 21 年 6 月 18 日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件の  
の公布等について

「厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件」が本日、厚生労働省告示第 330 号をもって公布され、本日から施行されたところである。

今回の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、了知の上、関係者に対して周知いただくとともに、その運用に遺憾ないようにされたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

今般の新型インフルエンザ等感染症の病原体（以下「本病原体」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 3 項に規定する四種病原体等に分類されており、本病原体の所持に当たっては、同法第 56 条の 24 及び第 56 条の 25 において、それぞれ施設の基準及び保管の基準（以下「施設基準等」という。）を遵守しなくてはならない旨規定されている。

施設基準等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 31 条の 30 及び第 31 条の 34 においてそれぞれ具体的に規定しているところであるが、病原体等によっては、その株等により病原性が異なることを踏まえ、規則第 31 条の 30 第 3 項及び第 4 項並びに第 31 条の 34 第 4 項に基づき、当該病原体等に属する株等を厚生労働大臣が性状等を踏まえ、「厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成 19 年厚生労働省告示第 202 号。以下「除外対象告示」という。）」に規定することで、施設基準等の一部の適用除外が認められている。

本病原体については、米国疾病管理センター（CDC）等においても当該ウイルスの

取扱いは規則に規定されているような厳密な取扱いは求められていないこと、また、当該基準を求め続けることにより、今後のワクチン開発等の研究に支障をきたすことが地方衛生研究所協議会感染症対策部会から提言されたことを踏まえ、施設基準等を見直すこととしたものであること。

## 2 改正の概要

除外対象告示に今般の新型インフルエンザ等感染症の病原体を追加したこと。

## 3 留意事項

施設基準等は、特定病原体等について安全管理の観点のみならず、盗取等を防止し、生物テロを未然に防止する観点から設けられたものであることから、病原体等の安全取扱いの観点から望ましい対応については、法令の遵守のほか、国際機関等が示す指針等も参考に、実験室内感染が起こらないよう、安全キャビネット等の機器を使用するなど、各事業所において適切な感染防御に関する取組みを行うことが望ましいこと。

○法務省告示第二百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成二年法務省告示第四百十五号)の一部を次のように改正する。  
平成二十一年六月十八日  
法務大臣 森 英介

別表第二の専門学校六吹デザインビューティカレッジの項を削る。  
別表第二の「新大阪予備校留学生科」を「新大阪外国語学院」に改める。  
別表第五の四国国際学院の項の次に次のように加える。

○外務省告示第三百二十四号

平成二十一年五月二十五日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
- 2 贈与の限度額 二億九千七百万円
- 3 贈与の供与期限 平成二十七年二月二十八日まで
- 4 署名者  
日本側 宮下正明在ラオス大使  
ラオス側 ポンサワット・ブツパー 外務副大臣  
平成二十一年六月十八日  
外務大臣 中曽根弘文

○外務省告示第三百二十五号

平成二十一年五月二十七日にウランバートルで、ウランバートル市高架橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 ウランバートル市高架橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与の限度額 三十六億五千八百万円
- 3 贈与の供与期限 平成二十八年一月三十一日まで
- 4 署名者  
日本側 城所卓雄在モンゴル大使  
モンゴル側 スフバートル・バトボルド外交・貿易大臣  
平成二十一年六月十八日  
外務大臣 中曽根弘文

○外務省告示第三百二十六号

平成二十一年六月四日に北京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が中華人民共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
- 2 贈与の限度額 五億五千六百万円
- 3 贈与の供与期限 平成二十八年一月三十一日まで
- 4 署名者  
日本側 宮本雄二在中國大使  
中国側 易小準商務部副部長  
平成二十一年六月十八日  
外務大臣 中曽根弘文

○財務省告示第十三号

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第三十五條の規定に基づき、平成二十一年九月三十日財務省告示第三十五号(株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五條の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正する。  
平成二十一年六月十八日  
財務大臣 与謝野 馨  
農林水産大臣 石破 茂

二の表を次のように改める。		農林水産大臣 石破 茂	
償還期限	利率		
六年以下	年一分五厘五毛		
六年を超え七年以下	年一分六厘		

償還期限	利率
七年を超え八年以下	年一分七厘
八年を超え九年以下	年一分八厘
九年を超え十一年以下	年一分九厘
十一年を超え十二年以下	年一分
十二年を超え十三年以下	年二分一厘
十三年を超え十五年以下	年二分二厘
十五年を超え十七年以下	年二分三厘
十七年を超え二十五年以下	年二分三厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分
六年を超え七年以下	年一分五毛
七年を超え八年以下	年一分一厘五毛
八年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分三厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分四厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分六厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分七厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分八厘

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付の利率については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三百二十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の第三項及び第四項並びに第三十一条の第三十四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等(平成十九年厚生労働省告示第二百二号)の一部を次のように改正する。  
平成二十一年六月十八日  
厚生労働大臣 舩添 要一

第2を次のように改める。

第2 第三十三條の30第3項及び第4項並びに第31條の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。

- 1 ノンフルエンザウイルスA属ノンフルエンザウイルス(血清型がH5N1又はH7N7であるものに限る。)であつて、以下のいずれかの基準に適合するもの  
(1) 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと  
(2) 6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数(IVP1)が1.2以下であること
- 2
- (3) HA領域の配列がこれまでに確認された強毒型のノンフルエンザウイルスと類似の性質を有し、その血清型がH1N1であるもの

○厚生労働省告示第三十一号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十四條の四第一号の規定により次の型式検定合格証の効力を失わせたので、機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号)第十五條の規定に基づき告示する。  
平成二十一年六月十八日  
厚生労働大臣 舩添 要一

- 一 品名 防じんマスク
  - 二 型式の名称 GK二二〇〇A-V
  - 三 型式検定合格番号 第TM二六六号
  - 四 型式検定合格証の交付を受けた者の名称 三暉商事有限会社
  - 五 型式検定合格証の効力を失わせた年月日 平成二十一年六月十八日
- 農林水産省告示第八百十二号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十一年六月十八日  
農林水産大臣 石破 茂

厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>第2 <u>規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>1 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であって、以下のいずれかの基準に適合するもの</u></p> <p>(1) <u>4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと</u></p> <p>(2) <u>6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること</u></p> <p>(3) <u>HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと</u></p> <p>2 <u>インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）であって、その血清亜型がH1N1であるもの</u></p>	<p>第2 <u>規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であって、以下のいずれかの基準に適合するものとする。</u></p> <p>1 <u>4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと</u></p> <p>2 <u>6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること</u></p> <p>3 <u>HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと</u></p> <p>（新規）</p>

## 病原体等の名称と疾患名称の対照表

	*	病原体等の名称	参 考			
			疾患の名称	疾病分類	BSL	
一種病原体等	A	アレナウイルス属 ガナリトウイルス サビアウイルス フニンウイルス マチュポウイルス	南米出血熱	1	4	
		アレナウイルス属 ラッサウイルス	ラッサ熱	1	4	
		エボラウイルス属 アイボリーコーストエボラウイルス ザイルウイルス スーダンエボラウイルス レステンエボラウイルス	エボラ出血熱	1	4	
		オルソポックスウイルス属 バリオラウイルス(別名痘そうウイルス)	痘そう	1	4	
		ナイロウイルス属 クリミア・コンゴヘモラジックフィバーウイルス(別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス)	クリミア・コンゴ出血熱	1	4	
		マールブルグウイルス属 レイクビクトリアマールブルグウイルス	マールブルグ病	1	4	
		二種病原体等	B	エルシニア属 ベスティス(別名ベスト菌)	ベスト	1
C	クロストリジウム属 ボツリヌム(別名ボツリヌス菌)		ボツリヌス症	4	2	
B	コロナウイルス属 SARSコロナウイルス		重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルス)	2	3	
B	バシラス属 アントラシス(別名炭疽菌)		炭疽	4	3	
C	ボツリヌス毒素		野兔病 ボツリヌス症	4	3 2	
三種病原体等	D	アルファウイルス属 イースタンエクインエンセファリテスウイルス(別名東部ウマ脳炎ウイルス)	東部ウマ脳炎	4	3	
	D	アルファウイルス属 ウエスタンエクインエンセファリテスウイルス(別名西部ウマ脳炎ウイルス)	西部ウマ脳炎	4	3	
	D	アルファウイルス属 ベネズエラエクインエンセファリテスウイルス(別名ベネズエラウマ脳炎ウイルス)	ベネズエラウマ脳炎	4	3	
	E	オルソポックスウイルス属 モンキーポックスウイルス(別名サル痘ウイルス)	サル痘	4	2	
	D	コクシエラ属 バーネッティイ	Q熱	4	3	
	D	コクシジオイデス属 イミチス	コクシジオイデス症	4	3	
	D	シンプレックスウイルス属 Bウイルス	Bウイルス病	4	3	
	D	バークホルデリア属 シュードマレイ(別名類鼻疽菌)	類鼻疽	4	3	
	D	バークホルデリア属 マレイ(別名鼻疽菌)	鼻疽	4	3	
	D	ハンタウイルス属	アンデスウイルス	ハンタウイルス肺症候群	4	3
			シンノンプレウイルス			
			ニューヨークウイルス			
			パヨウウイルス			
			ブラッククリークカナルウイルス			
	D	ハンタウイルス属	ソウルウイルス	腎症候性出血熱	4	3
			ドブラバーベルグレドウイルス			
			ハンタンウイルス			
	D	プーマラウイルス				
	D	フレボウイルス属 リフトバレーフィバーウイルス(別名リフトバレー熱ウイルス)	リフトバレー熱	4	3	
	D	フラビウイルス属 オムスクヘモラジックフィバーウイルス(別名オムスク出血熱ウイルス)	オムスク出血熱	4	3	
	D	フラビウイルス属 キャサヌルフォレストディーズウイルス(別名キャサヌル森林病ウイルス)	キャサヌル森林病	4	3	
	D	フラビウイルス属 ティックボーンエンセファリテスウイルス(別名ダニ媒介脳炎ウイルス)	ダニ媒介脳炎	4	3	
	D	ブルセラ属	アポルタス(別名ウシ流産菌)	ブルセラ症	4	3
			カニス(別名イヌ流産菌)			
			スイス(別名ブタ流産菌)			
			メリテンシス(別名マルタ熱菌)			
	D	ヘニパウイルス属 ニパウイルス	ニパウイルス感染症	4	3	
D	ヘニパウイルス属 ヘンドラウイルス	ヘンドラウイルス感染症	4	3		
D	マイコバクテリウム属 ツベルクローシス(別名結核菌)(イソニコチン酸ヒドロラジ及びリファンピシンに対し耐性を有するもの(多剤耐性結核菌)に限る)	結核	2	3		
D	リケッチア属 ジャポニカ(別名日本紅斑熱リケッチア)	日本紅斑熱	4	3		
D	リケッチア属 ロワゼキイ(別名発しんチフスリケッチア)	発しんチフス	4	3		
D	リケッチア属 リケッチイ(別名ロッキー山紅斑熱リケッチア)	ロッキー山紅斑熱	4	3		
D	リッサウイルス属 レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)	狂犬病	4	3		
E	リッサウイルス属 レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)のうち固定毒株(弱毒株)	狂犬病	4	2		
四種病原体等	G	インフルエンザウイルスA属 インフルエンザAウイルス(血清型がH2N2のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)	インフルエンザ	5	2	
	F	インフルエンザウイルスA属 インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1又はH7N7のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)	鳥インフルエンザ	4*	3	
	G	インフルエンザウイルスA属 インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1又はH7N7のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く)のうち弱毒株	鳥インフルエンザ	4*	2	
	F	インフルエンザウイルスA属 インフルエンザAウイルス(新型インフルエンザ等感染症の病原体で血清型がH1N1を除く)	新型インフルエンザ等感染症		3	
	G	インフルエンザウイルスA属 インフルエンザAウイルス(血清型がH1N1のもので新型インフルエンザ等感染症の病原体)	新型インフルエンザ等感染症		2	
	G	エシェリヒア属 コリー(別名大腸菌)(腸管出血性大腸菌に限る)	腸管出血性大腸菌感染症	3	2	
	G	エンテロウイルス属 ポリオウイルス	急性灰白髄炎	2	2	
	G	クラミドフィラ属 シッタシ(別名オウム病クラミジア)	オウム病	4	2	
	G	クリプトスポリジウム属 バルバム(遺伝子型がI型、II型のもの)	クリプトスポリジウム症	5	2	
	F	サルモネラ属 エンテリカ(血清型がタイフィのもの)	腸チフス	3	3	
	F	サルモネラ属 エンテリカ(血清型がパラタイフィAのもの)	パラチフス	3	3	
	G	シゲラ属(別名赤痢菌)	ソクネイ	細菌性赤痢	3	2
			デイゼンテリエ			
			フレキシネリー			
			ポイディ			
	G	ビブリオ属 コレラ(別名コレラ菌)(血清型がO1、O139のもの)	コレラ	3	2	
	F	フラビウイルス属 イエローフィーバーウイルス(別名黄熱ウイルス)	黄熱	4	3	
	F	フラビウイルス属 ウエストナイルウイルス	ウエストナイル熱	4	3	
	G	フラビウイルス属 デングウイルス	デング熱	4	2	
G	フラビウイルス属 ジャパニエズエンセファリテスウイルス(別名日本脳炎ウイルス)	日本脳炎	4	2		
F	マイコバクテリウム属 ツベルクローシス(別名結核菌)(多剤耐性結核菌を除く)	結核	2	3		
G	炭疽毒素	細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等	3	2		

※別名等については「微生物学用語集 英和・和英」(南山堂)、「日本細菌学会選定、日本細菌学会用語委員会編」を参考とした。\*鳥インフルエンザ(H5N1)に限り2類感染症